

別府大  
NOV. 2 1. 19

—(66-1)—

研究

佐伯文談

第六十六号

「郷土史研究会  
通算第十八号」

昭和四十九年七月十五日

主 動 所 佐伯市太宰府佐伯文談会 講義方

会

これら佐伯氏の伝承について知りたいと思っていたが、そへ大多数が祖先は豊後の佐伯から來たといい、大神姓佐伯氏の子孫であると云う伝承を持つてゐることを知り深い興味を感じた。

佐伯文談第十三号に麻生英臣君が、愛媛県小松町の佐伯姓について寄稿されているが、それは伊豫佐伯氏の伝承を調査された中間報告までのものである。文中に小松姓佐伯ふじさとの系図を写しているが、この系

図には佐伯入姓と曰惟の字が通字として代を追うて実名に使われてゐる。

系図は九代に亘つてゐるが、年代の記載がないため初代佐伯忠左衛門惟之がいつごろの人物か時代の推定がつかない。

佐伯惟定が藤堂高虎を頼つて伊豫板島（宇和島）に行つたとき、弟進士統幸は紀伊和歌山城主たつたところ、出身地は愛媛二の富山二、東京二、埼玉一、奈良一、熊本一となつており、また私の知る範圍では福岡、山口、広島、愛知、福島などに佐伯氏があるのだが、

佐伯文談 第三回  
佐伯市太宰府佐伯文談会 講義方

研究	佐伯文談の沿革（鶴城の歴史）
研究	佐伯の港はどこか（水戸・鹿児島）
研究	佐伯と北川の關係（天武人）
史料	鶴城の沿革（鶴城の歴史）

惟寛はまだ幼少、母と共に長門にいたり毛利家に縁を求  
み、長じて帶刀又は仁兵衛と称して同家に仕え左が、後  
辞して備中足守の木下家に仕え左が、猪方洪庵の祖<sup>（この父）</sup>  
曰く佐伯氏を称した一族では、久左衛門尉惟隆、大膳亮  
惟永、小左衛門純虎などがいるが、いずれも在地地主と  
して佐伯に残り帰農した様子はなく、何處に流転したか  
伝承されるところがない。そこでこれらの佐伯一族は惟  
定のあとを一脉し、前代の惟常や惟教などかしばしば亡  
命流寓し左伊豫地に渡つたが、ではないかと想像されるが、  
惟定が宇和島に居住したのは慶長六年までで、この年藤  
堂高虎が伊豫半国へ領主として今治城下に移居した。高虎は慶長十三  
年（1608）伊豫津三十二万石に封ぜられたが、なが伊豫国内  
下領地を持ち養子高吉を置いていたから、すでに藩主家  
客臣の一人となつてゐる惟定やその一門もか周桑郡  
方面に移住し、何かの事情で同地方に残つたとして不  
思議では無い。

伊豫の佐伯氏は以上の理由から大神姓佐伯氏であると  
いってもそれほど不自然ではないが、東北、関東、北陸、  
近畿、中国、九州など多方面にわたる佐伯氏の分布を、  
晉後佐伯に起源する大神姓佐伯氏に結びつけるのは少し  
いかり無理をようである。とかく私たちは佐伯とか佐伯  
氏という名前で会うことに、少なからぬ執着をも  
つて、これらの中から失われた郷土へ何かを探し出そう  
とつとめるのであるが、その場合全体的歴史の動きを  
忘れるべくして、必ずしも佐伯氏の見解を持つようになら、そこで私は全國的に分布  
する佐伯氏について考えて見たいと思う。

『常陸風土記』昔在三國集一山之佐伯、野之佐伯、自戰馬レ長、徒衆引  
置極ニ立窟一常居穴。

「同」山之佐伯、野之佐伯、自戰馬レ長、徒衆引  
率、國中横行、大為ニ劫殺。」

これは常陸風土記萬葉郡の条にある佐伯へき（）と  
呼ぶれる土民のことと記したもの。この佐伯は蝦夷族ヘ  
アイヌ族といわれるので、日本武尊の東征説話によ  
つて代表される大和朝廷の東向経略時代、なか常陸、  
下野、上野へ毛野地方へ、高志（越後・越中の）の線を南限  
に住んでいた土民で、エド、エミジなどよばれていた。  
この土族はなかなか勇猛不逞で容易に王化に服をなすつ  
たが、大和朝廷は長年目にわたりこれを制圧、有るには  
は廻撫したので、山の佐伯、野の佐伯などいざれも族長  
に率いられて降伏した。景行天皇へときへ西紀二四〇年  
一月群馬県群馬郡太源村芝崎古墳からこの時代を推定さ  
せる神戦鏡が出土している。——播磨、讃岐、伊勢、安  
芸、阿波の五國に佐伯部へき（）を置き、浮虜にな  
つた佐伯を移住させた。こゝは五國の佐伯部は景行紀（日  
本書紀）の記述によるもので、新撰姓氏錄によると佐伯  
直（）へきのち大（）の管轄下の佐伯部は針間（）へ播磨  
阿芸（）安芸（）・阿波（）・讃岐（）伊豫の五國と分つてゐる。  
と云ふで郡とは伴郡のこととて集団を意味している。つまり  
大和朝廷はいわゆるまつたお汝貴どもを制圧するため、  
毒を以て毒を制する方策をとり、勇猛な佐伯どもを播磨  
以下の五國に移し、部族の反乱に備えたのである。そし  
て朝廷の將軍である大伴氏や地方官であり、軍團の統領  
である播磨國造（はりすくにのみやっこ）・讃岐國造各氏に佐  
伯連（ふらじ）、佐伯直（あらい）、佐伯首（おほと）などの姓  
がばね（階級、位）を授けてこれら佐伯部の統率者にした。

大和朝廷の全國統一が進むにつれて、但馬、丹波、備  
前、美濃、越後、豊後の各地にも佐伯郡が置かれたら  
く、これらの土地には郡名、郷名、あるいは邑名とし

佐伯の名跡が残つてゐる。

安芸佐伯郡、丹波桑田郡佐伯郷、美濃多芸郡佐伯郷、

越後磐船郡佐伯郷、備前赤坂郡(後磐船郡)佐伯郷、

豊後海部郡徳門郷佐伯など。

あか佐伯市も往古において佐伯部の置かれ左土地には相違はないが、これは眞津猪名県(いなみあがた)の佐伯部が仁徳天皇へと(西二〇年頃)安芸の淳田(ぬた)に移されたようだ。譜波か、伊豫の散七しお佐伯部か、仁賢天皇五年(西二九年)以後に豊後海部郡に移設されたものである。

大化改新の詔(西大年)によつて、これまで大和朝廷司配下の各豪族が持つていした全国の私地私民が收公され、諸國の佐伯部もおそらく伴造(とものみやつこ)といわれた。佐伯連・佐伯直・佐伯造などの私領から解放され、佐伯氏は一応公民となつたが、この改新の恩命が豐前、豊後地方に及んだのは大化二年(西四六年)からおよそ五年後の大宝元年(西一〇一年)、大宝律令が完成した後であるといわれている。新官僚の豊後國司である最初の豊後守は大伴三依へ又は御依、当時太宰(だざい)大伴旅人(おとくじん)の從兄弟(うぶいりゆき)といわたり、二代は陽侯史真躬(やこうしのぶみこと)、三代は護井朝臣(ごいあさひみこと)子祖父(えいじいのあそみこおじい)、四代は池田朝臣(いけだあさひみこと)足継(あしつな)、五代は采女朝臣(さいめいあさひみこと)淨度(きよどり)、六代は采女朝臣(さいめいあさひみこと)久良磨(くらま)といふ。そして七代目が佐伯宿祢(さわらねみこと)久良磨である。

久良磨は神護景雲元年(西六七年)八月に海部郡徳門に着任していゑが、豊後國守は現在の大分市古国府附近であるから、久良磨には何が特別な事情があつて徳門郷に着任し、ここに臨時の政務を用ひたキツである。そこで考えられるのは佐伯宿祢久良磨が大伴一族の佐伯氏で、大伴連(おおはなづら)金村の弟佐伯連(さわらねみこと)久良磨(くらま)がおどもむらじい金村の弟佐伯連(さわらねみこと)久良磨(くらま)が大伴一族の佐伯氏で、大伴連(おおはなづら)金村の弟佐伯連(さわらねみこと)久良磨(くらま)がおどもむらじい金村の弟佐伯連(さわらねみこと)久良磨(くらま)が大伴一族の佐伯氏で、

「夫佐伯連家の一族であることをである。佐伯連は子麻呂(おとむ)と申す中大兄皇子(天智天皇)の御孫方として蘇我入鹿誅伐に功を立て、廷臣としての地位を確立した。また一族佐伯連は元は外交官として唐に渡り、佐伯連大目役軍人として天武天皇に仕え、佐伯余毛人(おとむのこ)と見え(おとむ)は天平年間(西四八年頃)造東寺長官として大仏建立に立ち、史上に名ととどめている。佐伯連が姓(姓は姓)として宿祢(すくね)へとくね)を賜わったのは天武天皇十三年(西六八年)である。

久良磨の先代あるいは先々代の佐伯連は、豊後海部郡の佐伯部を領有していた家柄ではなかつたろうか。律令發布から六十余年、中央政府では弓削道鏡が法王として政權を握り、その權力に敵するものがなかつた。道鏡政權に対する宇佐八幡宮の神勅、和氣清麻呂の活動など、聖武天皇の大仏铸造以来、宇佐八幡宮の存在は史上大きくクローズアップされるが、当時宇佐宮では大神氏が失脚して大宮司の地位を去り、宇佐氏が代つて大宮司となり、中央政權と結びついて政争のルツボに頭をつっこんでいた。前國司采女氏がどの派閥に属しては左かは明瞭でないが、中央の政情から見て佐伯宿祢久良磨は、前佐者(おとめし)でちがう派閥の官僚だったのではないか。彼が在來の國府下赴佐せず、佐伯連家と縁故の深い徳門郷に着任したのは、隣同(隣同とはい文字佐宮をめぐる絲争(しすう)と西東)の神宮領に波及し、必ずしも豊後國守が安穩(あんじやう)たる所(とく)に伝えているが、太田亮先生の姓氏系譜典にも佐伯部が置かれ左土地と想定しておられるから、私は私の研

究(けんきゅう)の範囲(はんいゆう)ではまだ云うか。

完の結論としても佐伯部説をとつてゐる。

次に大神姓佐伯氏と佐伯の土地の関連や、文禄三年へ一五九四年以後における每年礼城主佐伯氏の移動については、これまで考証しきち点につきていたと思ふが、前述した左ようすに佐伯の称は異民族の族称にはじまり、大和朝廷の政策でお互い佐伯部の設置からその統率者である佐伯連、佐伯造、佐伯直、佐伯首など姓が発生し、それが全国各地に分布してゐる佐伯氏の起源となつたのである。いま姓氏家系辞典によつて佐伯部の所存と佐伯姓の分布を一瞥すると、播磨佐伯部の伴造へ統率者としてちつた佐伯直は播磨國造で、姓氏錄によると景行天皇の皇子福背入彦命の後、佐伯直阿威能胡の子孫といふことにちつてゐる。また讃岐佐伯部の伴造は大伴金村連の弟佐伯連教で、その後裔の佐伯直田公の子真魚が真言宗教へ歸祖弘法大師へ空海へ、大伴系佐伯氏の本宗とされてゐるが、日本紀によると景行天皇の皇子神橘皇子が讃岐國造になり、讃岐の佐伯部を統率したと伝えてゐる。

次に安芸の佐伯部は大伴の佐伯連教の子平曾古連か、安芸佐伯郡へ和名抄では佐倍木といふ。これ住友伴造となり、その子孫である佐伯連教（へらもと）は推古天皇の收金人（うぬどり）であつたが、神武によつて佐伯郡宮島に市杵島姫命を奉祀（八咫島神社創紀）神主となつた。これが安芸佐伯氏の始祖で、仁安年間（二六六一一六八年）神主安芸介佐伯朝臣景弘は平相國清盛に親近し、その対宋貿易に協力した。この左より安芸佐伯氏の勢力を瀬戸内海を中心とした九州地区にかけて拡がつたが、平氏が滅亡してしまつて宋貿易の先達として景弘の孫周防前司親実のごときは、鎌倉幕府から特別扱いをうけた。この安芸佐伯氏は中国、四国、北九州方面にかなり分布したもようで、現在在佐島、山口、福岡各県にある野坂、田所、友田、棚原在佐島、山口、福岡各県にある野坂、田所、友田、棚

守、小方の諸氏は、いずれも巖島の祠官佐伯氏の支族である。

その他の佐伯部では丹波佐伯部（桑田郡佐伯郷）の佐伯連氏及姓氏錄によると、在京天孫系、木根之命の子丹波真太玉命以後といわば、美濃、越後へ佐伯部は飄流至命以後、支友は天御人命以後といふれてはすれども天御孫、天孫系を称してゐるが、日本紀に仁賢天皇五年に諸國に散らばつた佐伯部と求め、佐伯部仲子へさへべきながらこの後と佐伯造としたという記録があるところを見ると、この時代（四九〇年代）にすでに佐伯部が散らばつてゐるが、からちくなつたものでさうろう。

現在全国各地にあら佐伯氏は、伝統としては往古の佐伯部の後といえまいことはないが、平安中期莊園制の癡達とともに起つた小氏へ苗字としての佐伯氏で、各地の佐伯郡、佐伯郷に何らかの由縁をもつて姓氏と見てよい。

鎌倉時代以後もつとも著名になつたのが大神姓佐伯氏と大伴姓佐伯氏（安芸巣島大室司家）一族であるが、尊卑分脈によるとこのほかに藤原氏秀郷流の佐伯氏がある。これは奥州佐伯氏とでも言つべき一族で、藤原秀郷三成の孫藤原公光の子経範に出てゐるもので、経範の母が佐伯氏の出であるところから佐伯経範と名乗り、子経秀、孫秀遠と相伝した。問題は経範の母が何處の佐伯氏であるかといふことだが、平安末期に佐伯氏を称したもので全國的に著名であつたのは安芸佐伯氏であるから、この系統としてよいかではなくかろうか。とかく佐伯氏といふが、佐伯氏及び下級系統もあると云ふことを知つておかなればならない。